

群馬県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和3年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.0E-2	4.1E-1	3.2E+1	32.6
64	エトフェンプロックス	2.6E+1	8.0E+0	2.5E+1	2.9E+1	87.4
117	テブコナゾール				4.0E+0	4.0
139	トラロメトリン			4.0E+0	2.6E+0	6.6
140	フェンプロパトリン			3.1E+0		3.1
153	テトラメトリン	2.3E+2	9.9E+0	2.4E+2	1.3E-1	487.0
181	ジクロロベンゼン	5.1E+2	2.2E+2			734.0
225	トリクロルホン		8.0E+0			8.0
251	フェニトロチオン		1.6E+2	3.7E+0		159.8
252	フェンチオン	5.7E+0	6.3E+1	5.7E+0		74.0
256	デカン酸				3.2E+0	3.2
350	ペルメトリン	5.1E+1	4.6E+1	3.4E+1	7.4E+1	205.3
405	ほう素化合物		1.2E-1	5.9E+1	2.7E+0	61.5
427	カルバリル			1.9E+2		193.6
428	フェノプカルブ			2.0E+1	1.9E+2	210.7
457	ジクロールボス	9.9E+1	7.0E+2			803.0
合 計		9.3E+2	1.2E+3	5.9E+2	3.4E+2	3073.6

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等